

## 野球場使用要領

### (趣旨)

第1 この要領は、NX仙台港パーク（仙台塩釜港仙台港区中央公園）の野球場を希望者が使用するに当たり、当該使用に係る予約及び許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2 野球場は、使用を希望する者が軟式野球を行うために使用されるものとする。

但し、小学生硬式の練習及び試合、中学生硬式の練習においては、野球場外の他の公園利用者等（以下「他の公園利用者」という。）への次号に掲げる安全対策を野球場使用者（野球場使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の責任において講じることを条件とし使用可能とする。

- (1) 使用方法を工夫し、野球場外へボールが飛び出さないよう努めること。
- (2) 万が一野球場外へボールが飛び出した場合にも、他の公園利用者にボールが当たることのないよう必要な措置をとる人員を野球場外に配置すること。

### (使用予約)

第3 野球場を使用しようとする者は、NX仙台港パーク管理事務所長（以下、「管理事務所長」という。）へ使用予約をすることができる。

2 使用予約は利用予定日の前々月10日9:00から前月1日17:00までに予約申込書に必要事項を記入し、NX仙台港パーク管理事務所に提出するものとする。

なお、予約申込書については、FAXによる提出も可とする。

3 前項の規定にかかわらず、大会においては使用予定日の3ヶ月前の日から予約することができる。

なお、大会とは3チーム以上参加の試合とする。

4 管理事務所長は、利用の可否を判断し予約申込者に連絡をする。

なお、希望日が重なる日については管理事務所長が抽選にて予約者を決定し、予約の可否を予約申込者に連絡する。連絡方法はFAX又は電話にて行う。

5 利用予定日の前月2日以降に空きがある場合は、随時先着順にて予約を受け付けるものとする。

### (使用申込みの拒否)

第4 管理事務所長は、使用予約を受け付けた場合であっても、次の各号に該当するときは使用申込みを拒否することができるものとする。

- (1) 宮城県（以下、「県」という。）が野球場を使用するとき。
- (2) 野球場又は野球場付近を工事するとき。

- (3) 降雨などの自然現象により、野球場が使用できないと認められるとき。
- (4) 野球場使用条件に違反した者からの予約であるとき。
- (5) 第2に規定する他の公園利用者への安全対策が不十分であると認められるとき。

(使用許可)

第5 第3第2項及び第5項により野球場の使用予約をしたものは、使用する日の前日までに野球場利用許可申請書により申込みを行い、野球場利用許可書の交付を受けなければならない。

2 第3第3項の大会を予約した者は、使用する日から1ヶ月前までに次の各号に掲げる書類を添付して、前項の規定による申込みを行い許可を得るものとする。

- (1) 次に掲げる事項を含む使用内容を明らかにする書類
  - イ 参加者及び参加チームの数
  - ロ 使用に係る大会の日程、運営（試合）方法
- (2) 使用者（団体）の概要を明らかにする書類（設立目的、事業概要、役員、規約等）

(使用条件)

第6 前項の野球場使用の許可に際して、管理事務所長は次号に掲げる使用条件を付すことができる。

- (1) 野球場使用者（野球場使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - イ 野球場に工作物を設置しないこと。
  - ロ 野球場に自動車及び原動機付自転車を乗り入れないこと。
  - ハ ゴミは持ち帰ること。
  - ニ 火気の使用をしないこと。
  - ホ 使用後は、グラウンドの整備及び清掃を行うこと。
  - ヘ 野球場を使用するときは、野球場利用許可書を携行すること。
  - ト 係員より野球場利用許可書の提出を求められたときは、拒んではならないこと。
- (2) 野球場の使用に起因して、県若しくは第三者の財産に損害を与えたとき又は野球場使用者（試合等の場合は、相手チームの構成員を含む。）若しくは第三者に事故等が発生したときは、野球場使用者の責任において原状に復旧し又は損害を賠償すること。
- (3) 使用条件の違反があった場合は、使用中であっても、直ちに使用の中止を命ずる場合があること。
- (4) 野球場利用許可書の交付後において、降雨等の自然現象又は野球場付近の工事等により許可された日時に使用できないことがあっても、管理事務所長及び県はその損害を賠償しないこと。